

高齢者・障害者等に対する事務機器の配慮設計に関する JIS の改正について

—情報アクセシビリティの向上を目指して—

2022 年 6 月 20 日

高齢者・障害者等に対する事務機器の配慮設計に関する日本産業規格(JIS X 8341-5)を改正しました。この規格と対応する国際規格(ISO/IEC 10779)が、高齢者障害者に関する各国の法律等の改正に適應するために 2020 年に改正されたことを受け、同国際規格との整合を図るために改正を行ったものです。この改正においては、複写機等の事務機器の設計において配慮すべき事項が整理、明確化されました。主に高齢者、障害者及び一時的に障害を持つ人々が一層容易に利用可能となる事務機器が普及することが期待されます。

1. JIS 改正の目的

情報社会の進展、高齢化社会の加速等に伴い、欧州 ICT アクセシビリティ基準、米国リハビリテーション法等が相次いで改正されていることを受けて、事務機器に対する高齢者及び障害者のためのアクセシビリティガイドラインである国際規格 ISO/IEC 10779 が 2020 年に改正されました。こうした状況を踏まえ、国内でも同国際規格に対応する JIS であるオフィスで使用される複写機や複合機といった事務機器の高齢者・障害者等に対する配慮設計の指針 (JIS X 8341-5) を改正しました。

2. JIS 改正の主なポイント

今回の改正により、事務機器を設計する上で配慮すべき障害の種類や、事務機器が備えるべき機能をより明確化、細分化しました。

また、各障害に対してどういった機能等が求められるかを一覧でまとめた付属書を新たに追加したことにより、各障害に対する設計上の配慮事項が明確になりました。

例えば、操作の数字キーについては、昇順または降順に配置しなければならない点を明記するとともに、以下のような解説図を加えることによって、指針の内容がより明確に理解できるようにしています。(図 1)



図1-文字と数字との間に明確な関係があるキーパッド

さらに、車いすユーザーが事務機器を容易に操作できるように、操作可能な範囲（手の届く範囲）の寸法を細かく表記するとともに、図を用いて視覚的に説明することで一層の明確化を図っています。（図2）

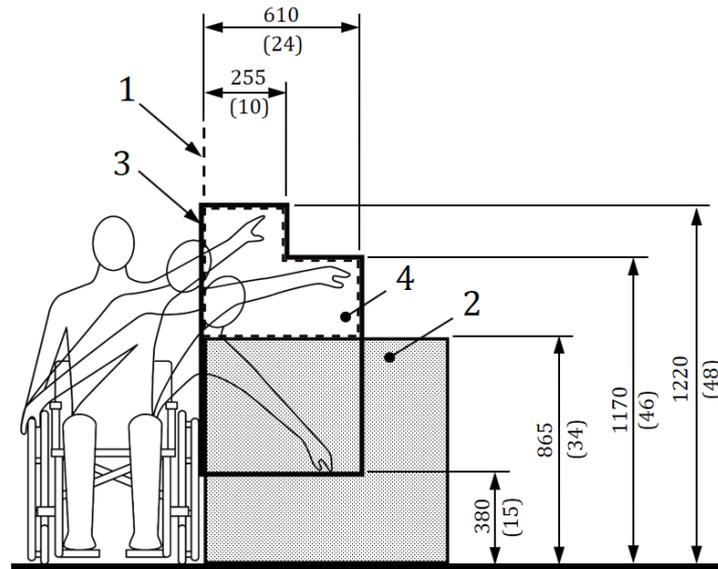


図2-横向きアクセスの操作可能範囲

1: 垂直基準面

2: 障害物

3: 操作可能範囲

4: 領域（領域が操作可能である場合、障害物の高さは、865 mm以下でなければならない。）

3. JIS 改正の期待効果

今回の改正により、高齢者・障害者に配慮した国際的にも共通な設計指針の利用が事務機器業界に一層浸透し、その結果、使用者の安全・安心に配慮した事務機器の普及が進むことが期待されます。

※日本産業標準調査会(JISC)の HP (<https://www.jisc.go.jp/>) から、「X8341-5」で JIS 検索すると本文を閲覧できます。

【担当】 経済産業省産業技術環境局国際電気標準課 (e-mail: s-iec@meti.go.jp, 03-3501-9287)
(課長) 柳澤 (担当): 森田、宇賀山、宮端